

◎新潟県告示第944号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年9月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
佐渡市
- 2 事業の種類
史跡佐渡金銀山遺跡（西三川砂金山跡）保存整備事業
- 3 起業地

(1) 土地

ア 収用の部分
佐渡市西三川地内

イ 使用の部分
なし

(2) 建物

ア 収用の部分
佐渡市西三川地内

イ 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

史跡佐渡金銀山遺跡（西三川砂金山跡）保存整備事業（以下「本件事業」という。）は、佐渡市が実施する史跡の保存及び整備であり、これを一般に解放し、広く文化財の価値を伝えるために行う事業で、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確認していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業地には、江戸時代後期に笹川集落の名主として重要な役割を担ったとされる金子勘三郎家（以下「金子家」という。）とその南側に立地する鉱山遺跡があるが、その文化的価値は高いものの、いずれも個人の所有となっており、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する文化的活用がなされているとはいえない。金子家には5棟の重要な建造物があるが、現在も所有者が居住しているため公開されておらず、また所有者のみでは維持管理が困難な状況となっている。

佐渡市では、保存管理計画に基づき、これらの遺跡を適切に保存するとともに、一般に公開するために必要な整備を行うこととしている。

本件事業の実施により、来訪者に西三川砂金山跡の価値を理解してもらうことができ、佐渡金銀山の世界遺産登録に向け、これらの遺跡を保護し後世へ伝えていくことは、大きく公益に資するものと認められる。

本件事業による近隣住民等の周辺環境への影響として、来訪者の増加による環境悪化が懸念されるが、パークアンドライドの実施などにより一般車両の乗り入れを抑制し、周辺の個人敷地や農地への立入りに関する来訪者マナーを周知徹底するなど、影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法に関しては、起業地全体が史跡に指定されていることから、事業の実施に当たっては佐渡市教育委員会の立会いを求めて適切な措置を講ずることとしており、また、鳥獣の保護に関しては、保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在が確認されているが、施工に際しては佐渡市環境対策課と十分な協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

金子家は、西三川砂金山跡において公開活用を図ることができる唯一の歴史的建造物であり、その南側の鉾山については、金子家と一体をなして公開活用を図ることに適しているものであり、本件事業の目的を達するためには、当該地しか存在せず、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業のうち、金子家については(3)アで述べたように、所有者による維持管理が困難な状況であり、建造物の経年劣化の進行が著しく、早急に保存のための適切な修理が必要となっている。また、佐渡市では、今後の世界遺産登録に向け、当該起業地の価値を来訪者に理解してもらう好機ととらえ、観光客の増加に対する受入れ体制をできるだけ早く整える必要があるとしている。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び建物を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

佐渡市役所世界遺産推進課